

平成 2 9 年度事業報告書

自 平成 2 9 年 1 月 1 日

至 平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日

平成 3 0 年 3 月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会	1
総 会	2
委員会	2

【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	4
---------------	---

【研究成果】	1 8
--------	-----

【事業計画書】	1 8
---------	-----

【会員の増減】	2 2
---------	-----

【平成30年12月31日現在の会員名簿】	2 3
----------------------	-----

【役員名簿】	2 4
--------	-----

【委員会名簿】	2 4
---------	-----

【会務の概況】

理事会

- ・ 2月14日 第36回理事会 於：関西大学 東京センター
- I. 決議事項
 - 第1号 第15回総会議事次第に関する件
 - 第2号 本協会の平成28年度事業報告の承認に関する件
 - 第3号 本協会の平成28年度決算の承認に関する件
 - 第4号 理事並びに監事の任期満了に伴う改選に関する件
 - 第5号 監事監査分科会、内部統制分科会、教学業務分科会、内部監査分科会並びに会計・財務分科会の補充委員の選任に関する件
- II. 報告事項
 - 第1号 本協会の定款の一部変更について
 - 第2号 本協会の平成28年度活動状況並びに今後の研究会議等の開催について
 - 第3号 大学ガバナンスにかかる現行法令上の仕組み（概要）及び大学ガバナンスコード案について
 - 第4号 大学監査の意味・定義について
- ・ 4月13日 第37回理事会
- 理事会書面決議による代表理事の選定
- ・ 6月27日 第38回理事会 於：関西大学 東京センター
- I. 決議事項
 - 第1号 第15回総会議事次第に関する件
 - 第2号 本協会の平成28年度事業報告の承認に関する件
 - 第3号 本協会の平成28年度決算の承認に関する件
 - 第4号 理事並びに監事の任期満了に伴う改選に関する件
 - 第5号 監事監査分科会、内部統制分科会、教学業務分科会、内部監査分科会並びに会計・財務分科会の補充委員の選任に関する件
- II. 報告事項
 - 第1号 本協会の定款の一部変更について
 - 第2号 本協会の平成28年度活動状況並びに今後の研究会議等の開催について
 - 第3号 大学ガバナンスにかかる現行法令上の仕組み（概要）及び大学ガバナンスコード案について
 - 第4号 大学監査の意味・定義について
- ・ 7月14日 第39回理事会
- 理事会書面決議による会員資格の欠格事項
- ・ 11月14日 第40回理事会 於：上智大学 紀尾井坂ビル501号
- I. 決議事項
 - 第1号 第16回総会議事次第に関する件
 - 第2号 本協会の定款の一部変更の承認に関する件
 - 第3号 理事の辞任に伴う補欠選任に関する件
 - 第4号 本協会の平成30年度事業計画の承認に関する件
 - 第5号 本協会の平成30年度予算案の承認に関する件
 - 第6号 会計・財務分科会、教学業務分科会、並びに大学監査のあり方研究会補充委員の選任に関する件

- II. 協議事項 第1号 教学業務のあるべき姿の達成を支援する教学監査の基準と教学監査手順について
- 第2号 大学監査のあり方研究会における協議内容について

- III. 報告事項 第1号 本協会の平成29年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

総会

- ・ 3月10日 第15回総会 於：関西大学 東京センター
- I. 決議事項 第1号議案 本協会の平成28年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の平成28年度決算の承認に関する件
- 第3号議案 理事並びに監事の任期満了に伴う改選に関する件
- II. 報告事項 第1号 本協会の定款の一部変更について
- 第2号 本協会の平成28年度活動状況並びに今後の研究会議等の開催について
- 第3号 大学ガバナンスにかかる現行法令上の仕組み（概要）及び大学ガバナンスコード案について
- 第4号 『大学監査は、マネジメントシステムの評価である』について
- ・ 12月12日 第16回総会 於：関西大学 東京センター
- I. 決議事項 第1号議案 本協会の定款の一部変更の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の平成30年度事業計画案の承認に関する件
- 第3号議案 本協会の平成30年度予算案の承認に関する件
- II. 協議事項 第1号 教学業務のあるべき姿の達成を支援する教学監査の基準と教学監査手順について
- 第2号 大学監査のあり方研究会における協議内容について
- III. 報告事項 第1号 本協会の平成29年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

委員会

1. 大学ガバナンス委員会

- ・ 1月16日 第14回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
- 協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
- ・ 1月30日 第15回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
- 協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
- ・ 2月6日 第16回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
- 協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
- ・ 3月1日 第17回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

- 協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
- ・ 3月28日 第18回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 4月24日 第19回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 5月22日 第20回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 6月13日 第21回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 7月 3日 第22回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 7月28日 第23回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 8月31日 第24回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 9月20日 第25回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 10月10日 第26回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について
 - ・ 11月 8日 第27回 於：中央大学市谷キャンパス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

2. 教学業務分科会

- ・ 2月10日 第1回 於：東京電機大学
協議事項 1. 教学の業務監査のあるべき機能とその実施体制およびチェックリストの検討と普及について
2. 教学監査基準の作成について
- ・ 3月17日 第2回 於：東京電機大学
協議事項 1. 教学の業務監査のあるべき機能とその実施体制およびチェックリストの検討と普及について
2. 教学監査基準の作成について
- ・ 6月 2日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 教学におけるリスクと内部統制について
2. 教学監査基準の作成について
- ・ 6月16日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 教学におけるリスクとはについて

- ・ 9月15日 第5回 於：東京電機大学
協議事項 1. 教学監査におけるリスクとはについて
2. 教学監査基準について
- ・ 9月29日 11月以降、開催予定の教学監査研究会議打ち合わせ 於：上智大学
協議事項 1. 教学監査について

3. 大学監査のあり方研究会

- ・ 1月30日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学監査のあり方について
- ・ 6月14日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学監査のあり方について
- ・ 9月1日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学監査のあり方について
- ・ 9月20日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学監査のあり方について

会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月23日 監査課題研究会議 参加人員：20名
～大学法人～攻めのガバナンス、守りのガバナンス～
一学校間競争激化、少子化問題の顕在化を前にした大学法人のガバナンスの在り方をめぐって

於：東京理科大学 森戸記念館

例えば、学校間競争は、ボーダーレス化している部分がある。大学ランキングでも、日本の数々の著名大学が他のアジア諸国の大学の後位に位置していることが喧伝される。海外からも優秀な学生や教員を確保するために、英語による授業、教育内容の国際標準化、などが当然のこととして議論されている。グローバル人材の育成が強く大学に求められていることから、大学の国際化は避けて通れない問題の一つとなっているようである。

このような、大学法人の置かれている現況に対しては、法人理事会に対して「攻めの経営姿勢」を持つことが求められているといえる。この要請を受けて、現状を打破すべく、大きな変革・改革案が各大学から提示されている。

また、コーポレート・ガバナンスの議論でも「攻めのガバナンス」が近時キーワードとなっている。国家的な戦略として、積極的な企業活動が求められている。大学のガバナンス改革もこの流れにそうものともいえよう。要するに、待っているだけ、守りの姿勢だけでは、何も変わらない。

そこで、攻めのガバナンス、守りのガバナンスの中で、学校間競争激化、少子化問題の顕在化を前にした大学法人のガバナンスのあり方をめぐって、協議をした。

- ・ 3月2日 監査課題研究会議 参加人員：26名
～これからの大学法人が進むべき監査のあり方 (Three Lines of Defense に学ぶ新しい監査の体制) ～

於：東京理科大学 森戸記念館

内部監査は、従来、経理関係の規定の中に位置づけられていたことからわかるように、会計

監査が中心であった。

ところが大学のガバナンス改革を待つまでもなく、内部監査の求める視点から見えていくと組織のあり方・業務設計の在り方が最終的に重要であることから、これらの中への内部統制の仕組みの組み込まれ方を評価する業務監査の機能が付加されてきており、監査対象・監査手法が多岐にわたるとともに、高度化してきている。

それに伴い、内部監査人の立ち位置も変わってきており、内部監査人のみで大学のすべての問題点の発見・解決にあたることは不可能になってきて、組織的対応を迫られている。

そこで、これらのことを踏まえ、**Three Lines of Defense** に学ぶ新しい監査の体制を考慮しながら、これからの大学法人が進むべき監査のあり方について協議した。

- ・ 3月15日 監査課題研究会議 参加人員：21名
～大学ガバナンス改革と監事監査の「肝」～
於：同志社大学 至誠館

中央教育審議会は、今から12年前の平成17年のいわゆる将来像答申において、800校にならんとする大学を7つのタイプに類型化する、いわゆる機能別分化概念を導入し、それぞれ異なる役割を担って行く必要があること提言した。これを受けて、文部科学省は、平成25年に定めた第2期教育振興基本計画において「大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進」を基本施策として盛り込み、機能別分化を推進する施策を進めている。そして今回、中央教育審議会はこの7つの類型の見直しに着手した。

まさに、この12年間の検証と、社会環境の変化に対応するための見直しと言ってよいだろう。大学の運営は、文部科学省の施策を待つまでもなく、急速に変化する世界の流れを長期的に見据えながら、高等教育機関として社会に貢献していくことが求められている。そのためには、大学の運営はどのようであらねばならないのか、適切なかじ取りは行われているのか、戦略的視点での大学運営ができていくのかといった中長期視点を見据えた監査の姿勢が必要となってきた。

しかし、今、同時並行的に世間を騒がせているのが、文部科学省 OB の天下り問題である。もしも監督官庁の立場を悪用して大学に天下りしていることが常態化しているのであれば、われわれ大学の自治に対する脅威と言わざるを得ない。京1都のある大学が文部科学省に対して「私たちは文部科学省のできるはるか以前から大学として存在してきている」と言い放ったという逸話は、私たちの自治自立のためになすべきことがあるのだということを見事に言い当てているといえる。

本研究会議では、わが国のさまざまな監査がお手本にしている法定監査としての公認会計士による財務諸表監査の基本的特徴を示すとともに、その監査の枠組みにとらわれない監事監査のあり方について考えることを通して、大学監査の「肝」とも言うべき本質について考察した。

- ・ 3月21日 監査課題研究会議 参加人員：17名
～大学監査は、マネジメントシステムの評価である～
於：東京理科大学 森戸記念館

どのような組織にも存在目的があり、その目的達成のために活動を行っている。目的達成のために経営者は、様々な役割機能を持った組織を作り、権限を委任して業務を行わせる。

組織が役割機能を果たすために業務は自然に湧いてこない。業務は設計される。また、組織は、様々な部門組織の集合体であり、これらは、見た目は単独でも統一した目標に対して、これが達成されるための部門目標を設定し、これらが円滑かつ正確に把握できる仕組みとともに構築され、業務が行われるよう仕事の流れが設計される必要がある。

その設計の課程の中で、目的を達成するための次の組織へ受け渡すためのプロトコルが必要で、また渡されるデータは信頼性が担保されていなければならないのはいうまでもなく、これらの信頼性を確保する仕組みが内部統制でこれらを点検することが監査業務といえる。

この業務を経営部門の意思決定、会計部門の戦略的経営、現場の業務と階層別に切り分けて管理されているか否かを確認する行為が、監事監査であり、内部監査で、会計監査人による監

査である。すなわち、設計される業務は、マネジメントができるよう計画されていなければならない、この仕組みを確認すること、すなわちマネジメントシステムの評価が監査である。

ところがこのように言うと監査は、いわゆる管理サークルである「PDCAの「C」にあたる」と言う人がいるが、これはPDCAの意味がわかっていないために起こる誤解である。

一方、監査は、客観的に評価をするため、既存業務部門のマネジメントとは切り離されていなければならないことは自明であるが、この点も多くの方が勘違いをされる。本研究会議ではこれらの考え方について解説し、協議を行った。

- ・ 3月27日 教学監査研究会議 参加人員：28名
～大学の生き残りに向けて教学監査を
どのように実施すべきか～

—略的経営の実質化の鍵を握る教学監査の思想と方法論

於：東京理科大学 森戸記念館

教学監査と一口に言っても定められた定義は存在しないことから、会計監査とは異なる業務監査の分野と捉える大学人は多いのではないかと思われる。文部科学省も、教学業務は大学の主たる業務であるので、当然監査対象とすべきだとしていますが、具体的な教学監査の内容については例示列举にとどまっており、その推進は各大学法人にゆだねられている。

そこで、教学監査の真の意味を理解して実施に向けた準備をするため、本来、大学の監査体系の中で教学監査が果たすべき役割とその手法について詳説し、これにより、教学監査は、決して質保証だけでなく、むしろ大学の持続的発展にむけた全体の価値向上のために極めて有効な考え方であることがわかってもらうよう考察した。

- ・ 4月11日 監査課題研究会議 参加人員：22名
～監事の役割の明確化と機能強化～
—大学を発展させるために必要な監事監査のあり方
於：東京理科大学 森戸記念館

事業活動収支計算書における教育活動収支差額や活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額は低下傾向にあり、大学法人の採算性の低下が明確になってきている。このような状況下においては、私立大学の倒産や不祥事の続発も想定せざるを得ず、ガバナンスの強化は喫緊の課題といえる。

一方で、経営者はこの経営の状況の適正な開示に対して、後ろ向きな姿勢を示したり、統制機能の無効化による虚偽記載した行動に至る学校法人もあらわれる可能性もある。大学と企業を同列で論じることはできないが、昨今の企業不祥事が、トップ指示による組織的不正行動につながり、結果として組織の存続すらあやぶまれる状況にある。

わが国の株式会社においては、昭和56年の商法改正以来、様々な監査役制度の見直しが行われてきたが、依然として企業不祥事は後を絶たない。そのため、わが国の監査役制度については以下の点が指摘されている。

- ・ 会社法上、差止請求権等様々な権限が与えられているが、逆に権限が強すぎて実際に使用するのには困難ではないか。
- ・ 監査役は取締役会では意見を述べる権限しかないため、実質的なガバナンス機能を発揮できないのではないか。
- ・ そもそも、個人としての監査役が一定規模以上の組織を監視または監督するという構造に無理があるのではないか。

監査役を監事に置き換えれば、上記の指摘は大学においても変わることがない。しかも私学法には監事の権限責任に関する規定が少なく、株式会社でいえば昭和56年の商法改正以前の段階にあるといっても過言ではない。

されど、大学のガバナンスの中核に位置するのは監事であり、監事の役割を明確にし、機能強化を図っていかなければわが国の大学の今後の発展はありえないと考える。

株式会社の現状と比較しながら、要旨で示す4点を中心に監事監査の報告性について協議した。

・ 5月19日 監査課題研究会議 参加人員：23名

～大学 IR 部署の重要性と監査の必然性～

－ IR 部署の機能・役割・位置づけ・組織構成、そして、それをどう監査するのか

於：東京理科大学 森戸記念館

IR 部署には、大学の意思決定を支援する役割に、期待が高まっている。個々の教職員の経験や感覚を重視しつつも、事実はどうであるのかという客観的なデータを用い、データを共通言語として議論することで、意思決定の質は向上する。

IR の機能には、大別して、(1)外部環境や自学について調査・分析・レポートする機能、(2)自学の成果をアセスメントする機能、(3) その上で政策立案する機能の3つの機能があるが、各大学は、必要な機能を必要なボリュームだけ実装するため、IR 部署のあり方は多様なものとなる。それでは、監査部門は、どのように IR 部署を監査すべきか。

本研究会議では、IR 部署の監査に関して、基盤となる知識や考え方、実践的な方法を議論し、大学価値を高めるために監査部門がどのようなことを認識し、推進しなければならないのかを考察した。

・ 5月26日 会計監査課題研究会議 参加人員：23名

～「監事監査と税務」概要～

－監事監査において税務の知識を活かす会計監査上のポイント

於：東京理科大学 森戸記念館

学校法人の監事は、理事の職務の執行を含む学校法人の業務及び学校法人の財産の状況を監査するものとされている。ここでいう監事の監査対象には、学校法人会計基準に基づく計算書類は当然含まれるが、学校法人が法人税法上の収益事業を行っている場合にはその前提として、法人税や消費税等の計算過程の理解が監事には求められる。

この点、法人税等の計算については学校法人の顧問税理士が関与して計算しているので問題はないであろうと多くの監事は思いがちになる。しかしながら、計算書類に対する一義的な監査責任を負うのは監事であるため、顧問税理士が関与しているというだけで監査責任が軽減されることはない。すなわち、顧問税理士が関与していても税務署による税務調査があったことで多額の追徴課税が課された場合には、監事に対して監査責任が追及される可能性がある。したがって、このような「税務リスク」に対処するため、税理士の説明を理解できる程度の最低限の税務に関する基礎的な知識は必要であるし、監事自らも学校法人が行う収益事業に関する概括的な理解が必要であると考えられる。

本研究会議では、監事が収益事業に係る学校法人の財務状況を監査する際に必要となる基礎知識を確認し、監事監査を効果的に実施する上でポイントとなるところはどこかを解説しながら、協議を行う。

・ 6月8日 監査課題研究会議 参加人員：22名

～大学のアカウンタビリティと内部統制～

於：同志社大学 寧静館

大学が設置申請時の認可を受ける際の判定基準として必要とされる教育の公共性・教育の永続性・教育の独立性という3要件は、何れの大学においても設置申請が認可された段階で確保されたと看做し得る。とすれば、大学が存続し続ける限りは、この3要件が充足され続けられるような措置を講じておかなければならない。わが国の私立学校法第30条に基づいて一旦、許可判定を受けた大学に対しては、法定の情報開示と監査は求められるが、監督官庁による料金や人事に対する規制や干渉は存在せず、これら3要件の充足に関しては、原則として各大学の自主規制に委ねられている。したがって、教育の永続性が脅かされるような状況に陥った場合、それは大学経営陣に責任は帰することになり、最終的には大学の募集停止や解散という形で自主的な対応が採られることになる。

このような大学教育が独立的かつ永続的に提供されるためには、大学組織内における一定の内部管理の仕組みが必要となる。教育機関であろうと、株式会社であろうと、一定規模以上の組織形態のなかでは、教育サービスに関連する権限の委託・受託関係の存在は不可欠であり、そこには上下関係を前提にした組織内アカウンタビリティが存在することになる。一方、これら権利と義務が大学組織内において適切に履行されることを保証するためには、大学経営陣は内規や内部監査部門、さらには研修制度といった内部統制を設けることで対応している。

そこで、大学の永続的かつ独立的な教育サービスの提供を可能とするために必要となるアカウンタビリティの体系と内部統制のあり方について考察した。

- ・ 6月20日 会計監査課題研究会議 参加人員：29名
～大学監査に欠かせない会計や会計監査に関する基礎知識～
～組織の成長を支える監査を受けるために

於：東京理科大学 森戸記念館

大学の監査とは、教学部門・法人部門・収益部門等の学校法人の全ての部門を対象に監事・会計監査人・内部監査人が会計・業務の視点から監査することである。

したがって、大学における監査には、私立学校法に基づく、監事監査＝私学法監査、私立学校振興助成法に基づく会計監査人監査、各大学が独自に規定する内部監査がある。これらの三態様の監査をして三様監査といい、それぞれ相互に連携して監査効率並びに監査品質を向上させることが期待されているが、それぞれ守秘義務があり、この問題が解決されない限り、そう簡単にはいかないのが実情である。

このうち監事監査は、私立学校法に基づく監査で、必ずしも法令の要求するよう機能しているとは限らないが、理事会へのファシリテートを含めた牽制機能として機能するよう私立学校法に定められている。一方、私立学校振興助成法では、経常的経費について一会計年度に受ける補助金の交付の額が1,000万円に満たない学校法人等を除くすべての学校法人は、学校法人会計基準に従って会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成し、当該書類と収支予算書に公認会計士・監査法人の意見表明が記載された監査報告書を添付して所轄庁へ届け出ることとなっており、私立学校振興助成法監査はあくまでも学校法人会計基準に準拠性に関する監査であって、表明する意見も当該基準に準拠して、学校法人の経営状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示していると認める場合、その旨の無限定適正意見（状況により「限定付適正意見」「不適正意見」「意見不表明」の場合がある）を記載することとなっている。

他方、私立学校法では、これらの計算書類に関する公認会計士等の監査が義務付けられていないことから、監査の中心は、適合性監査となっている。

しかしながら、これからの学校法人は他の大学法人等を含む、世界の大学との競争関係のなかで、建学の精神に基づいた大学運営を求められ、経営の高度化が強く求められている。このような中、本来、監査の求められていたはずの監査を通じて経営に寄与する視点への回帰が必定である。すなわち監査への投資は、大学経営に価値向上をもたらすことに他ならない。

そして、その監査プロセスには、意思決定プロセスの妥当性についても重要な監査項目として含まれており、方法論として大学の政策の内容とその決定プロセスが精査されることを経営部門はもとより、各執行部門も強く認識する必要がある。

以上のことがらについて考察しながら協議を進めた。

- ・ 6月27日 教学監査研究会議 参加人員：33名
～教学監査で必要となるリスク・マネジメントと内部統制の概念と監査における対応～

於：東京理科大学 森戸記念館

教学監査（教学業務の監査）計画を立てる際には、まず、教学業務が果たしている機能を列挙し、大学が価値を高めながら、教育・研究を通じて社会に貢献していくための方向性としての使命・戦略計画の達成にむけて、これらの各機能を担うマネジメントシステムがどのようにあるべきかを考えることが必要です。次にそれらに対し、内部統制と教学業務の有効性の見地からどのような問題がありうるか、を検討し、教学監査の対象項目の候補とする。ここで述べた

教学業務の機能や、それに対する教学監査の対象項目の候補については、各大学における教学の業務遂行システムの多様性にもかかわらず、かなりな程度共通なものとしてまとめることができるが、これらは膨大な教学業務すべてについて網羅的にまとめられているので、かなり膨大な物となる。実際の教学監査では、大学毎の状況に即し、「適切に行われないと重大なリスクとなる項目」を重点的に選定して監査を実施する必要がある。このための手法がリスク・アプローチで、内部統制機能の適切性、教学業務の有効性に関し、リスク・マネジメントの視点で「優先対応リスク項目」を選定し、教学監査の対象項目を絞り込んで、具体的な監査計画を立てることとなる。

本研究会議では、このリスク・マネジメントと内部統制の概念を軸として、多岐にわたる大学法人の教学業務を体系的にとらえ、そのマネジメントシステムを評価していく教学の業務監査の方法論について協議をした。

その際、まずテーマの導入として、先般の会議の際に提示した教学監査計画策定の方法論について解説しながら、そのうえで、このような手順で教学監査計画を立案する際に必要となる「内部統制」と「リスクマネジメント」に関し考察し、協議を行った。

- ・ 7月11日 会計監査課題研究会議 参加人員：15名
～基本金リスクに対応した監事監査の効果的な実施方法～
於：東京理科大学 森戸記念館

最初に前回説明不足となっていた「**税務リスクのうち特殊論点である消費税の特例計算への対応**」についても解説を行った。

続いて、計算書類における虚偽記載は、理事者による内部統制の無効化に起因して発生することはいうに及ばないが、内部統制上の不備に関しては、その程度にもよるが、不正に結びつくケースは少ないとはいえ、業務の遅延や過剰労働を招くことになりかねず、これらを一過性の現象であると見逃していると、組織風土のありようまで影響する可能性がある。このため学校法人の監事や内部監査人は、私立学校振興助成法に基づく監査を行う公認会計士または監査法人の報告を「鵜呑み」にするだけでなく、公認会計士等が把握している会計上の問題点やリスクなどについて深度ある意見交換を行い、内部統制の不備の把握を積極的に行う必要があると考える。このため監事自らが会計監査をするしないにかかわらず、基本金や消費税といった特殊論点に関してもその意味と処理方法について理解をしておく必要があり、状況に応じて理事会において説明できる姿勢が求められることを考察した。

- ・ 7月25日・26日 大学の経営改革研修会 参加人員：17名
於：上智大学2号館 会議室

現在の大学組織における監査に求められているのは、単なる業務違反や不正支出の摘発だけでなく、現在の激変する環境の中で、**大学経営者の経営戦略決定・遂行に役立つ監査こそが求められている**。したがって、監査とは経営のための監査であるとともに、経営に対する監査であり、経営者に直結した経営のための経営管理手段である必要もある。そのためには、監査部門の質の高度化が求められ、そのスタッフには経営の基本手法の習得が必須である。

今回の会議は、その中で最も重要な会計手法を財務会計だけでなく、**管理会計手法まで具体例を交えながら実践的に習得することとした**。また、これらとともに、大学経営、大学経営監査に最も重要と思われるすべての行為を善しあしにかかわらず、適切に開示するという「オープン」が、なぜ大学運営に必要なかもあわせて考察した。

- ・ 8月4日 監査課題研究会議 参加人員：19名
～リスク志向の内部監査とマネジメントシステム～
於：東京理科大学 森戸記念館

リスクアプローチという言葉があるが、一言でいうと優先順位のつけ方で、内部監査においても、網羅的に監査を行って組織の特性を把握する手法もあるが、組織が直面している重要課題を優先して点検する視点も必要である。この組織が直面している課題を組織に与えるマイナ

スの影響度の程度の視点から絞り込むのがリスクアプローチである。絞り込まれた対象を監査する手法は、やはり、プロセス・パフォーマンスといった点を考慮しているかを点検するマネジメントシステムの構築状況の監査であり、基本的には変わるものではない。この研究会議では、テーマ監査の前提となる「リスク志向の内部監査とマネジメントシステム」について考察した。

- ・ 8月 7日 会計監査課題研究会議 参加人員：17名
～財務・教学リスクに対して三様監査を効果的に機能させることは、可能なのか？～
－監査効率を上げるための三様監査における連携強化を探る

於：東京理科大学 森戸記念館

学校法人において、学校の管理体制が一定のルールに基づいて運営されているかを確認する監査制度は、大きく分けて3つ存在する。私立学校法における監事監査、私立学校振興助成法における公認会計士または監査法人による会計監査、各学校法人の規程に基づく内部監査の3つである。これらの3つの監査を総称して「三様監査」と呼ばれている。学校法人の管理体制の質的向上のために、三様監査は、それぞれ監査対象・範囲が異なる部分もあることから相互に情報を交換し、積極的な連携強化が望ましいとされている。監査効率を上げるためには確かに積極的な連携強化が必要であると一般的に言われているが、本当に相互に補完し合えるのであろうか？その可能性を考察した。

- ・ 8月 8日 監査課題研究会議 参加人員：30名
～第3巡目を迎える大学認証評価制度のその狙いと期待に大学監査はどうかかわっていくか～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

大学の認証評価制度を7年ごとに受ける制度が義務付けられて13年を経過した。このことは認証評価は、第3順目を迎える時期が迫ってきているということでもある。大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構の評価基準も、過去の評価制度の問題点、すなわち多様な評価項目への対応による、いわゆる「評価疲れ」や「体制整備にのみ力点が置かれている」等、実質化が伴わないといわれてきている。このような中で、第3順目を迎える認証評価制度の方向性を見極め、各学校法人の実質的対応とこれらの変化に対応した監査のあり方等について、監事・内部監査人は準備を進めておく必要があるということ考察した。

- ・ 9月 4日 監査課題研究会議 参加人員：26名
～明日の大学監査はどうあるべきか～

於：同志社大学 至誠館

監査の職業的専門家と研究者の間に監査の専門的視点があることは当然であるし、それらが法律や会計・監査のルールに縛られていることも理解できる。しかし、監査を受ける立場から言えば、もっと自由な視点が考えられるのではないだろうか。

例えば、上場会社の財務諸表が公認会計士・監査法人の監査を受けなければならない法的要求があるとしても、経営者が監査に期待するものは、むしろ組織内で不正の芽が未然に摘まれる内部統制システムの構築や組織の業務能力の向上であり、その延長線上にあるガバナンスの強化であろう。上場会社と全く異なる組織目標を有している大学にとって、あるいは、大学を運営する責任を負っている人たちにとって、法律の要求を超えたポジティブな意味における監査とはどのようなものだろうかを考察した。

- ・ 9月11日 監査課題研究会議 参加人員：12名
～パブリックアカウンタビリティの行き着く道が、意味するも

の一監査が最終的に目指すもの

於：東京理科大学 森戸記念館

大学は、その公共性の高さからその運営についても高い透明性が求められる。したがって、意思決定プロセスはもとより、有効性・効率性・経済性といった側面の説明責任が強く求められている。これらの開示される情報の多くは、被監査部署が執行した事業の成果であり、教育機関として教育研究の方向性を示すものでなくてはならないことから、当然、会計情報以外の情報も含むものであるが、その意味では、企業における統合報告の概念を内包するものであるのではないだろうか？

一方、これらを監査の視点からみれば、前提条件として、情報開示と説明責任を前提とした、いわゆるこれらのマネジメントシステムの構築と執行状況の評価が中心となるが、これらにはさらに予防監査という視点が含まれている必要がある。すなわち内部統制に関する監査そのものでもあり、結果として開示情報の中にこれらのステップが含まれている必要がある。言ってみれば、これらは金融商品取引法で定められた内部統制報告書とも類似するものではないだろうか？これらの監査体制が組織の予算執行に対する意思決定プロセスや業務そのものの改善、すなわち公的性格の強い組織の最適化であり、このことが必然的に説明責任を前提とした業務につながる。すなわち事後監査から予防監査への転換を意味するものであるということ进行を考察した。

- ・ 9月13日 監査課題研究会議 参加人員：18名
～実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）と大学の質保証～
－大学ガバナンスと教学監査の視点から考える
於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

大学法人は、設立の理念の具現化を大学の設置運営を通して行っているが、大学の設置については、外部環境の状況に依存する面もあることから、これらの調査と認識がきわめて重要なカギとなってくる。このことはこのほど学校教育法の一部改正によって設置が決定した専門職大学についても同様で、綿密な外部状況調査と将来認識が必要なことはいままでもない。

大学における教育研究が目指すべき視点については、各大学の教育研究の独自性は保持するという前提のもと日本学術会議が文部科学省の依頼を受けて「各分野における教育課程編成上の参照基準」を策定しているところである。一方、専門職大学は、産業界のニーズとの関係が中心となることから、大学の独自性を確保しながら、ニーズにこたえていく必要がある。

大学法人がこれらの動向を踏まえていくためにも文部科学省が考える大学行政にかかわる長期的視点について知ることは、効率経営を求められる大学法人に極めて重要な情報と考えるということ进行を考察した。

- ・ 9月19日 内部監査研究会議 参加人員：16名
～大学の内部統制のあり方
－マネジメントシステムとして位置づける競争的資金～
於：東京理科大学 森戸記念館

今、大学では支出の適切性と説明責任を図る仕組みの構築等、経営効率や品質の向上の実現などが求められてきている。このため監査に対する期待も広範になってきており、監査対象の見極め、監査手法の高度化・実効性ある監査の取り組みの推進を通じて大学経営上の「真の益」につなげる役目も期待されているといえる。まさに、大学として内部監査とどのように向き合っていくのかが問われていると言える。

このような視点に立って、公的研究費の管理・監査体制を見ると、単にガイドラインを不正

の防止のためのシステムだけにとどめるだけでなく、大学にとって真の内部統制とは何かを見極め、ガイドラインをマネジメントの要として活かすための仕組みを構築していくことが重要であるといえる。このことはガイドラインをもとにした硬直性を内包した組織ではなく、研究環境の柔軟性を既存しない組織体制を構築する必要があることを意味する。

文部科学省が求める公的研究費の執行管理・監査に関するあるべき体制を踏まえたうえで、その際の牽制機能を含む内部統制とはどのような仕組みであるのかを明らかに、不正を発見することも大切だが、研究成果の社会への貢献度をさらに高めていくためにも使いやすく、かつ不正の芽を事前に摘んでいくシステムをいかに構築するかを考えていく時期にさしかかってきていることを考察した。

・ 10月 3日 監査課題研究会議 参加人員：25名
～会計検査院の3E検査に学ぶ大学監査の視点

於：東京理科大学 森戸記念館

会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する憲法上の機関で、憲法第90条の規定により国の収入支出の決算を検査するほか、会計検査院法その他の法律に定める会計の検査を行い、その結果を例年、11月に検査報告として内閣に送付している。

その検査の観点は、「平成29年次会計検査の基本方針」によれば「不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく」として、以下の点を挙げている。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

このように会計検査院は、正確性、合规性の観点からの検査のみならず、事務・事業の業績に着目して経済性、効率性、有効性の観点からの検査（3E検査）を行っており、いわゆる通常の会計監査とは一線を画している。

このような業績に関する点検は、業績監査と呼ばれ、従来の監査とは異なるカテゴリーに属するとされているが、これは、従来の監査が会計監査視点、すなわち適合性・正確性・内部統制といった視点のみにとらわれてきていたことに起因しているからであるといえなくもない。

すなわち本来の業務の姿を現したものが、財務諸表であるという単一的視点がこれらを生み出してきたともいえる。現在、民間企業においては統合報告という視点で非財務情報を加えた是正が図られているが、その目的はステークホルダーへの情報提供という点にあり、業績監査視点が十分に加味されているとは言えない。

しかし、視点を変えれば、業績に着目した、例えば業務効率化は、民間企業を中心に行われてきたものであり、現に行われている。業績監査は、単に会計監査の世界で扱われなかったに過ぎなく、本来、公監査か否かにかかわらず、あらゆる組織に必要なものなのである。

特に、学校法人の監査においては、教育研究の自主性・自律性の名のもとに、経済性・効率性・有効性の観点からの業績監査の必要性が議論されてこなかったとも言えよう。しかし、学校法人は、他の組織に比べて公共性の極めて高い組織であり、この議論は避けては通れないものであるし、それ以上に業績監査に内部統制監査を加えた予防システム監査の視点が大切である。

本研究会議では、学校法人における予防監査にも資すると考えられる会計検査院の3E検査や諸外国の業績検査の動向を知ることにより、学校法人の監査とはいかにあるべきかといった視点について考察した。

- ・10月 4日 会計監査課題研究会議 参加人員：16名
～大学の財政基盤と監査の有効活用～
－大学の財政基盤確立に監査の実施を

於：東京理科大学 森戸記念館

大学法人が抱えるリスクには様々なものがあるが、会計監査人からみたリスクとして、これまでに、補助活動のうち事業収入に関する税制リスク、また、学校法人会計基準で外部理事が理解しにくいとされる基本金とそのリスクについて、それらの原理・原則と監査のポイントについて考察してきた。本研究会議では、大学の主たる財源である学生等納付金以外の収入のうち、特に、リスクマネジメントの徹底が求められる資金運用リスクについて、会計監査人が監査上意識しているポイントを考察した。

- ・10月16日 監査課題研究会議 参加人員：13名
～大学監査の品質管理と監査の要・業績監査～

於：東北学院大学 8号館会議室

当協会は、監査を通じて大学の体質改善を図ることにより大学価値向上に寄与し、社会に貢献するために存在する。したがって、大学における監査の質の向上についてもその研究テーマとなっている。

各大学法人における監事・内部監査人は、大学法人の組織並びに大学法人が設置した組織の各業務単位が通常業務に対して不断の改善活動を行っているのと同様に、日々進展する外部環境を意識し、監査機能の充実を図っていかなくてはならない。その一方で、監査の質が高まるよう、経営者も環境整備に努めなければならない配慮しなければならない。そこで大学監査における質向上とは何か？質保証のための管理とあり方について考察した。

- ・10月25日 会計監査課題研究会議 参加人員：10名
～計算書類に虚偽記載のない場合の内部統制上の諸問題～

－計算書類の効率性評価の意味するところ

於：東京理科大学 森戸記念館

学校法人における会計監査は、会計監査人による監査という印象が強いですが、会計監査人による監査は私立学校振興助成法に基づく監査であり、私立学校法による会計監査の意味するところは、監事による監査であることは承知されている。したがって、監事はそのような視点からさまざまな評価を行わなければならないといえるが、「計算書類に虚偽記載がない場合の内部統制」については、適正な内部統制（とくに会計処理業務）のもとで計算書類が作成されたかどうかを評価するうえで、監事及び内部監査人が常に課題として考えておかねばならない事項である。

内部統制の評価で発見された問題点は、大学法人が抱える運営上のリスクにつながり、ともすれば、大学法人の学風を決定する重要な要因になる。

学校法人の会計業務上の問題点とその解決の方法について、会計監査人の立場から詳細に解説し、考察した。

- ・10月30日 監査課題研究会議 参加人員：12名
～内部統制の強靱化の方向性～

於：東京理科大学 森戸記念館

内部統制は、業務に組み込まれ組織内のすべての者によって遂行されるプロセスという、その性格上、通常はその存在をあまり意識されることはない。逆にいうと内部統制が意識されるのは従業員による不正や粉飾決算、法令違反等が予防ないし早期発見できず問題が大きくなってしまったときである。したがって、そのような時こそ内部統制の有効性を見直す一つの機会ともいえる。

このような内部統制の仕組みは、機能的であるか否かは別として、あらゆる組織に必要で、一般的に様々な形で備わっているもので、企業においては様々な業務システム内への内部統制機能のビルトインがコーポレートガバナンス充実の重要な要素の一つとなる。公共性・公益性

の高い大学法人においても当然、例外ではありえないが、内部統制機能がビルトインされていれば、ガバナンスが効いた健全な運営体制が確立できるというわけではない。しかし、健全な業務プロセスのためには、欠くべからざるものであることは間違いない。

ところが、大学法人では、内部統制に関する基本的考え方が、十分に周知されていないこともあって、業務管理の仕組みとはかけ離れた難しい概念として理解されているようである。

そこで、内部統制機能が本来、どのようなもので、本来の大学法人業務にどのように組み込まれている必要があるのかを民間企業を手本として学ぶことが、大学法人の業務管理の状況を監査の質の向上に寄与すると考える。そこで、不正や粉飾といった内部統制の失敗事例から改めて内部統制の本質を、コーポレート・ガバナンスのかかわりあいも含めて考察した。

・ 11月13日 会計監査課題研究会議 参加人員： 5名
～ICT 監査を経営に活かす

於：東京理科大学 森戸記念館

今日、学校法人における会計事務処理をどのような形であれ電子処理化していない学校法人は、規模の大小・学生規模の多寡にかかわらず皆無であろう。しかし、この会計処理の電子処理化がどこまで学校法人の経営に寄与しているか。

会計部門における監査のうちICT部門の監査が行われるケースがあるが、主として会計情報作成部署・会計システム部門における不正防止に関する点に目が向けられている。特に、システム部門に対しては、学校法人の実態を無視した教科書的内部統制機能の要求に重きが置かれ、誤謬によるロスやシステムが持つ可能性（潜在性）については言及されていないようである。

しかしながら、これらの会計システムの基となる業務の標準化やシステムの活用範囲の拡大は、業務効率の向上、ひいては、大学価値向上のためのサポートシステムとして機能する極めて重要な視点であると考えられる。作成されたデータが活用されてこそ意味のあるものとなるのは言うまでもないが、これらの評価が実施されているかどうかは疑問である。大学におけるICT 監査について、上記の実態を前提に協議を行った。

・ 11月21日 教学業務監査研究会議 参加人員： 25名
及び1月30日（予定）

～教学業務のあるべき姿の達成を支援する教学監査の基準と
教学監査基準～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

当協会ではこれまで、大学の価値向上を目指した経営実現のために、各種監査のあるべき姿と具体的な実施法について検討して各種監査基準にまとめ、その内容の普及に努めてきた。

大学の主要業務である教学業務に関しても、これまで当協会の教学監査委員会を中心に、大学の健全な発展に資する大学経営とその達成のための教学業務のあるべき姿について検討し、このような「大学経営と教学業務のあるべき姿からの乖離を見地し制御することで、大学の健全で継続的な発展を支援することを目的とした教学監査」の必要性を示してきた。その後、この目的を基に、教学監査の対象、前提条件、視点、内部・監事監査との関係などの教学監査の基本方針、およびそれに沿った教学監査実施の手順について検討し、このたびこれらを「**教学監査基準（素案）**」としてまとめた。

このような教学監査は、以下に述べるような、大学の教学業務に対する社会の期待と批判を基にした文部科学省、中央教育審議会、認証評価団体等からの改革への要求に答えつつ、教学業務の成果によって社会的責任を果たすことで、大学の継続的発展を実現できるような体制が構築・運用されているかを検証し、もって大学経営を外側から支援するものである。したがって、教学監査においては、これらの要求の基にある質保証枠組みの思想をきちんと理解し、実効的にそれを実現できる枠組み構築とその適切な運用ができていくかが重要な視点となる。

（大学の教学業務に対する外部からの要求）

・ 文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」による高等教育全体の「質の向上・特色

化に向けた全学的組織的改革」

- ・大学基準協会の「第3期認証評価」における「内部質保証の実質化」
- ・中央教育審議会の「卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に沿った「3つの方針に基づく大学教育の質的転換」
- ・文部科学省の「高大接続改革実行プラン」に沿った「大学教育改革と入学者選抜改革」

当研究会議は、これらを基に、下記のテーマで実施した。

「教学業務のあるべき姿の達成を支援する教学監査の基準と教学監査手順」

この会議では、大学経営の基盤的業務である教学業務のあるべき姿と、そのあるべき姿の実現を支援する教学監査のあり方についてまとめた教学監査基準(素案)、および、その実施の手順と其中的の主要項目である教育業務に関する監査のチェックリストについて解説した。

また、最近の学校法人を取り巻く法的リスクのうち、特に、①知的財産権と利益相反マネジメントについて、②働き方改革の一環で正社員の副業や兼業を「原則禁止」から「原則容認」へと方針が大転換したが、これらが学校法人とそこに勤務する教職員にとってどのような、プラス・マイナスがあるのか、このため監査はどのような視点を加味しなければならないのかを解説した。2回を通し出席することによって教学監査をより一層認識・理解することが可能となり大学の価値向上に資することは目的に考察し、協議を行った。

- ・ 11月24日 監査課題研究会議 参加人員：16名
～監事・内部監査人が知らなければならない
学校法人の税務～

於：上智大学 紀尾井町ビル

学校法人を取り巻く税制は、非課税ならびに優遇措置を含めて様々なものがあるが、多くの制度は、会計部署の担当者のみが承知しているだけで、組織的対応がなされていないケースが多くみられる。これらのリスクに対して私立学校振興助成法監査を行う監査法人は、監査視点ではないこともあり、見過ごされがちな部分となっている。したがって、これらの部分については、他の監査人による監査が期待されるところで、監事・内部監査人は、学校法人を取り巻く税制についてその概要を承知しておく必要がある。そこで、大学法人にかかわる税制についてより一層認識し、大学税制のありかた、意味合いを理解することは、これからの厳しい大学経営を乗り越えていくためには、とても重要なことと考え、学校法人を取り巻く税制に関して考察した。

- ・ 11月27日 大学ガバナンス研究会議 参加人員：16名
及び1月23日(予定) 大学ガバナンス委員会報告を前に
～大学ガバナンスをめぐる今日的課題～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

平成26年2月、中央教育審議会大学分科会が「大学ガバナンスの推進について(審議のまとめ)」を公表、これを受けて改正学校教育法・国立大学法人法が平成27年4月1日から施行され、大学運営にかかわる組織体制にも責任能力のある組織の構築が行われた。従来の組織的背景に配慮しつつも、迅速な意思決定と執行が行われることによって、大学運営の近代化・高度化がゆっくりと進みつつあることは紛れもない事実である。一方、大学運営にも成果主義の思想が持ち込まれるとして、大学の教育研究の充実発展に懸念を抱く研究者がいることも事実であり、大学運営のガバナンスの難しさがここにあるとも言える。

本研究会議では、大学設置者の本来の姿を振り返ることにより、設置法人のガバナンスはいかにあるべきか、また、設立の理念を具現化するために設置した組織の運営ガバナンスはいかにあるべきかを考察し、高度化された真のガバナンスとはどのような思想で、経営組織や大学の運営組織はどのような精神構造を持っている必要があるのかを当協会の大学ガバナンス委員会の研究成果をベースに解説するとともに、これらを前提とした場合の監事監査・内部監査の

ありかたについても言及し、考察した。

・ 1 2 月 5 日

内部監査研究会議

参加人員：23名

～大学における内部統制のあり方と監査の視点～

－会計検査院検査ならびに民間企業における内部統制監査に学ぶ～

於：東京理科大学 森戸記念館

会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する憲法上における機関で、憲法第90条の規定により国の収入支出の決算を検査するほか、会計検査院法その他の法律に定める会計の検査を行い、その結果を例年、11月に前年度の検査結果にまとめ、年次報告書として公表している。

その検査の視点は、同院発行資料によれば「不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていき、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく」として、検査観点として正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の5つを上げている。

会計検査院は、このように事務・事業の業績に着目して検査を行っており、いわゆる通常の監査とは一線を画している。

しかし、これらの概念は、民間企業を中心に行われてきた概念であり、本来、公監査にかかわらず、あらゆる組織に必要なものなのであるといえる。

特に、大学法人においては、有効性・効率性・経済性が、教育研究の自主性・自律性の名のもとに必要性が議論されてこなかった感があるが、他の組織に比べて公共性の極めて高いことから、避けては通れないものであると考える。

そこで、会計検査院の検査結果を基に、不適切な事態の内容、検査の観点、発生原因等について学ぶことにより、経営並びに監査にかかわる課題、内部監査における監査実務の方法、検査結果から導き出される真の原因の発見と具体的な改善方法等の究明、さらには予防監査に結び付く内部統制監査などについての考察につながることを期待し、考察した。

また業務を規律付け、牽制する内部統制機能は、いかなる組織にも必要欠くべからざるものであるが、民間企業の場合、会社法では、上場・非上場にかかわらず、一定規模以上の大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）に対して「内部統制システムの基本方針」を定めることを義務付けており、その「内部統制」を行うべき対象も、「企業の業務全般」としている。

これに対し、金融商品取引法では、投資者保護を重点的柱としており、上場会社等に対する開示規制を基本として「内部統制」を行うべき対象も、財務情報の適正性に焦点を絞ったものとなっている。このため「内部統制」の開示についても、会社法では「事業報告」の中で株主に対して開示されるが、金融商品取引法では「内部統制報告書」として投資家・市場全体に対して開示が行われる。

内部統制に関する監査についても、会社法では、監査役（会）、監査委員会による監査で、金融商品取引法では、監査法人による監査が義務付けられている。

このように民間企業においても、企業規模等によっては、その存在の公共性が高いとみなされ、正しい企業の活動報告書の作成の基となる内部統制の開示、すなわち説明責任が強く求められている。

したがって、次世代を担う人材育成がその主たる目的である大学法人に求められる公共性・公益性は、民間企業をはるかに超えた高いものであるといえる。

このため計算書類の信頼性については、私立学校振興助成法を超える視点、すなわち金融商品取引法が求める内部統制基準と同様の水準が求められると同時に、監事が行う私立学校法監査についていえば、会社法が求める内部統制システムに関する監査をはるかに超える監査水準が求められるといえなくもない。

そこで、金融商品取引法・会社法それぞれが求める内部統制監査の基本的考え方から、大学法人が個々に計算書類の信頼性と組織運営の信頼性の両方に資する監査基準に繋げることができるのではないかと考える。

このように会計検査院による会計検査ならびに民間企業における内部統制に関する監査は、

大学法人の監査視点の幅を広げるものであることから、本研究会議では大学における監査を公共性の観点から従来の枠を超えて考察していく大学の価値向上に結び付く監査を考察していくために、企画した。

・12月11日 会計監査課題研究会議 参加人員：21名
～財務・会計部門、人事部門の業務監査視点と求められる
内部統制～

於：東京理科大学 森戸記念館

これからの大学法人は、日本国内ばかりではなく、世界の大学との競争関係の中での大学運営を求められており、大学内の国際化が求められる一方、学生の出口戦略も経済情勢・雇用情勢の変化から、企業におけるキャリア教育の一部を大学が肩代わりするとともに、基本教育の一部と位置付けられる等、様々なコストアップ要因が大学経営のかじ取りを難しくしており、経営の高度化が強く求められている。

このような中、本来、監査に求められていたはずであるが、様々な理由から十分に機能していない「監査を通じて経営に寄与する」視点への回帰が必要となっている。

大学の監査とは、教学部門・法人部門・収益部門等の学校法人の全ての部門を対象に監事・内部監査人が会計・業務の視点からマネジメントシステムの監査を、会計監査人が私立学校振興助成法に基づいて会計監査することである。

したがって、財務・会計部門、人事部門についても業務監査が当然行われるべきものである。

それでは、「財務・会計部門、人事部門の監査とはどのような監査視点を必要とするのか」また、「当該部門に必要とされる内部統制機能とはどのような機能なのか」

日頃、私立学校振興助成法監査の一環で、大学法人における各部門の内部統制を評価している会計監査人が、業務監査の視点から解説した。また、このシリーズは、このように大学法人並びに設置校に設置している組織の評価という視点でシリーズ化していくことを考えている。

・12月15日 監査課題研究会議 参加人員：13名
～組織不整とガバナンス

－全学的内部統制はガバナンスの充実から－

於：上智大学 2号館 2-207a会議室

最近、組織的と思われる不正事件がわが国において多数報道されている。例えば、大手自動車メーカーは9月29日に無資格従業員による新車完成検査と当該検査を書類上は有資格者従業員が担当したかのように偽装していたことを公表し、その結果、最大で121万台をリコールするという状況に陥っている。わが国企業の強みは現場の強さであり、それと比較して経営が弱すぎるというのが最近よく指摘される場所である。しかしながら、現場最優先の度が過ぎると、視野の狭さにより自分の判断を絶対と思いがちになり、社会全体の環境変化に適時に対応できない可能性が生じる。言い換えると、リスクマネジメントや内部統制が、幅広いステークホルダーが期待する水準ではなく、現場が受容できる水準のものに止まってしまう危険性があるというまでもなく、このような行為は企業価値を大いに毀損するものであり、リスクマネジメントや内部統制の失敗といえるが、問題はなぜこのような状況に陥ったかである。内部統制における基本的要素の基盤となるのは統制環境であり、ガバナンスをいかに充実させていくかにより、内部統制が効いてくるといえる。リスクの適切な識別評価やリスクに対応した内部統制の整備・運用も最終的には経営者の意向や姿勢を反映するものであり、報道されている最近の様々な不正事件も最後は経営者に対するガバナンスの問題とならざるを得ない。このようなことは大学においてもいえないとは限らない。このような事例のもとに大学における組織不整とガバナンスについて考察した。

【研究成果】

- ・大学における監査の必要性を原点から考える
- ・法人・大学の健全な運営のための監査の役割

【事業計画書】（平成29年度）

当協会の設立趣旨に鑑み、教育研究の質を担保する「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」に必要なガバナンスの強化と経営の透明性の向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 大学監査及び関連する諸分野についての理論及び実務の研究を推進することを図る。
2. 監事と内部監査担当者の専門的能力の向上および監査の質と実効性の向上ならびに会計監査人との三者間の交流を促進する。
3. 大学監査実務の強化・充実のための大学監査に関する諸指針・マニュアル等の作成と知識の普及を図る。

上記の基本方針を踏まえ、下記の3課題（中長期事業目標）に取り組む。その際、その社会的責任を果たすこと、および大学の価値向上のために大学監査が存在するという意義を自覚して、今までの研究の成果を更に発展させて、行くことが重要である。このため、当協会の運営も新しい段階へと進展させるべく、平成29年度の事業計画を推進することとする。

1. 大学監査の意義とフィロソフィの明確化
2. 大学監査の実態の把握、実務への導入推進への取り組み、実践化に向けての支援
3. 大学監査の質保証および質向上

I. 大学経営の質向上にかかる研究

大学監査の機能の充実およびその質の保証を通じて、大学経営の質の向上が図られるよう、大学における監査システム及びそのあり方等について研究する。監査のポイントは、大学法人のすべての業務がマネジメントシステム化され、重大なリスクに対応する適切な統制環境が組み込まれているか、そしてそれがいかに機能しているかである。これらは従来9つの委員会において検討してきたが、一定の成果を見ているが、各委員会が並立しているため、大学監査体系を検討するにあたって、検討事項の重複あるいは研究成果の不整合が生じていることから、各委員会の役割機能を見直し、整理統合を行うとともに、それぞれの委員会の機能が統合されることにより大学監査全体として構築されることを想定し、委員会を分科会とすることとし、今年度発足させた「大学監査のあり方研究会」に、その調整機能を持たせることとした。

1. 大学監査の機能

1-1. 大学経営監査機能

大学法人（国立大学法人、公立大学法人、学校法人等）は、設立の理念に基づいて設置され、その理念の具現化のため、大学等を設置し、その運営を大学組織に委任する。委任した組織が設置者の意向を受けた運営することが求められるが、設置者は、設置した大学に適切な支援を行うことも求められる。これら両面を含む監査機能が必要である。このために大学ガバナンスに求められる機能、内部統制機能のあり方、マネジメントシステム評価の視点並びにコンサルティング視点等について各専門的分科会において検討していく必要がある。このため大学法人における監事監査・内部監査に関する各ツール（基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト）の実用化を図る方策を研究する。このほか大学のアウトカムズに大きくかかわる教学業務に関するマネジメン

トシステム監査について

でその監査手法についての研究を推進する。このため各分科会において調査研究を行う。

1-2. 大学財務監査機能

監事監査、会計監査人による大学法人の財務諸表（計算書類）の信頼性に関する監査、内部監査に大別される大学監査のうち会計監査の充実向上は、これからの大学の戦略的経営にとって信頼性監査を超えた手法が求められる。これは大学法人の性格・種別に関わらず、そこで求められている会計基準をもとに、各大学法人がこれらを十分活用していくことが求められていることを意味する。そこで大学の健全な発展のために必要とされる財務監査機能のあるべき姿について研究を推進する必要がある。

1-3. 教学業務監査機能

多岐にわたる大学業務をサブマネジメントシステムを単位に分割することにより、体系化するため検討を行い、その結果、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるよう、チェックリストの構築を含めて調査研究し、実用化を目指す。このため各分科会で調査研究を行う。

2. 分科会・研究会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の分科会・研究会を設置する。

2-1. 大学ガバナンス分科会

(1) 大学法人の経営、大学の運営を決定づける大学ガバナンスのあり方について、法改正並びに社会環境等の変化を意識し、改めて大学ガバナンスについて検討する必要があること、また、本協会のこれまで諸活動の基底に、大学ガバナンスのあり方・概念等の内容について包括的で明確な定義が必要なことから、改めて大学におけるガバナンスとは何か、すなわち大学経営におけるガバナンス、設置した大学の運営にかかわるガバナンスのあるべき姿とはどのようなものであるかを、大学監査の立場から検討を加え、大学ガバナンスの定義を明確にすることとする。

(2) 設立の理念に基づいて設立された大学法人が、その目的達成のため大学を設置し、その大学法人が自主・自律性を持って大学経営をしていくことの意義と監査の関係、設置者が期待する組織運営と公共性・公益性の関係といった視点から正しい大学ガバナンスのあり方を追求する。

(3) 大学ガバナンスの中で、教学業務に関するガバナンス問題についても研究する。

以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催する。

2-2. 監事監査分科会

(1) 大学法人の健全な維持・発展のために監事の果たすべき役割について、監事監査・内部監査・会計監査人監査の連携を考慮に入れたうえで、その実効性を高めるため、監事監査基準、監事監査マニュアル、監事監査計画、監事監査調書、監事監査チェックリストの実用化を図る方策を研究する。

(2) 業績の信頼性の保証としての監査に関する基準の策定を行い、その上で監事監査について公益性を前提に進化させていく。その際、監事監査の品質管理基準の策定を試みる。

(3) ①意思決定、②理事者に対する適正な業績評価、③理事者による不適切な業務執行の予防法ないし早期是正、④適正な事業評価及び⑤リスクマネジメント体制、内部統制の有効性の維持の5つ論点の検討を通して、監事監査の向上方策を研究する。

(4) 教学業務の監査基準体系化のために、監事の視点からみた教学業務の監査視点について研究する。

以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催する。

2-3. 内部統制分科会

(1) 健全な内部統制システムの構築と維持は不作為の結果責任を問われるトップにとっては必置の仕組みであり、また、組織運営のマネジメントシステムの前提条件であって、大学法人のガバナンスを強化するために必要条件であることから、大学監査の立場から検討を加える。

(2) 大学の持続的発展を可能とするガバナンスの向上のためには、各大学法人は、自らの法人の大学間及び社会でのポジショニングを的確に把握した経営が必要であり、その際、

大学法人に必要な不可欠な機能が IR (Institutional Research) 機能で、これらを活用した適切な意思決定が必要である。これらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼度の高い内部統制システムの構築が必要であることから、これらシステム構築に向けた研究を進める。

- (3) 大学法人における内部統制環境のあり方を研究する。
 - (4) 平成27年度に改正した大学法人における内部統制基準を踏まえて、内部統制チェックリストの改正を行う。
 - (5) リスクマネジメントと内部統制の有効性評価ツールの策定を行う。
 - (6) 教学業務に求められる内部統制の仕組みと監査の視点について研究する。
- 以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催 する。

2-4. 内部監査分科会

- (1) 監査は、マネジメントシステムの評価であることを周知するとともに、平成24年度に作成した大学法人における内部監査の定義、大学内部監査人に求められる資質、内部監査基準、内部監査実施の基本手順、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施のチェックリストをもとに、経営リスク体系、リスクマップ、リスク発生可能性・影響度・測定表並びに分野別内部監査留意事項等をさらに研究し、深化させるとともに、大学内部監査実施要領を作成し、それらの加盟大学への普及を図る。
 - (2) 内部監査の有効性向上をめざし、大学の内部監査の枠組みの深化を通して、「大学内部監査能力養成プログラム」の実質化・進化を図る。
 - (3) 大学内部監査担当者の技術向上を図るため、内部統制監査における業務分析手法・コンサルティングレビュー機能を獲得するための業務分析・ゼロベース思考に代表される思考法についてのスキルを事案通して磨くためのプログラムを開発し、その実務への普及を図る。
 - (4) 内部監査人の適格性の評価ツールの策定を行う。
- 以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催 する。

2-5. 会計・財務分科会

平成27年度策定した、大学監査としての業績監査に関する報告書をベースに以下の研究を行う。

- (1) 会計監査を中心に、大学法人における財務報告の信頼性・経営の透明性の向上ならびに経営体質の向上にかかわる会計・財務に関する事項について研究する。
 - (2) 大学法人における会計の今後のあるべき方向性とそれに関わる諸問題について、管理会計の視点を含めて研究する。その際、大学会計を有効に機能させるための管理会計システム構築に向けての研究を行う。
 - (3) 教学業務と会計・財務の関係等、監査視点構築のための研究を行う。
- 以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催 する。

2-6. 教学業務監査分科会

- (1) 平成27年度作成した、教学業務体系を更にブラッシュアップし、サブマネジメントシステムとしての体系化・構造化を進める研究を行う。
 - (2) 上記構造化された教学業務マネジメントシステムを評価するための監査視点の研究に
取り組み、昨年度、完
成させた教学チェックリストをさらに深化させる。
 - (3) 従来、実施してきた質保証に関する監査については、教学業務の中の質保証マネジメントシステムとしてとらえ、
その評価基準等の確立と普及に努める。
- 以上のことを推進するため、分科会 を逐次開催 する。

2-7. 大学監査のあり方研究会

- (1) 各分科会との調整機能を持たせるとともに、従来、事業計画の推進母体となっていた企画委員会の機能を拡張させ、さらに昨年度発足させた「大学監のあり方研究会」に統合し、以下の活動を行う。
- (2) 「大学監査のあり方と充実・強化に関する提言」を策定し、これを基に、これまで本協会が数年にわたり策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監

査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の見直し・作成を行う。

(3) 上記の策定過程において、大学監査のフィロソフィの構築、大学監査の体系化の策定を行う。

(4) 大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。

(5) 大学の価値向上・大学の体質改善のためのコンサルティングアプローチ手法等も取り入れる研究を行う。

(6) 中長期計画案を策定する。

(7) 次年度の事業計画案を策定する。

以上のことを推進するため、研究会を逐次開催する。

3. 広報機能の事務局への統合

従来の広報委員会を機動的に運用するため、発展的に解消させ、事務局の中に広報機能を取り込み、研究会議等

の企画並びに広報・情報発信を行う。また、広報機能の中に会員勧誘・維持機能も盛り込み、会員特性及びニーズ

の把握に努める。このほか、情報提供 tool の検討並びに情報発信体制の見直しを行い、従来の紙媒体ベースによ

る広報に加えてメールマガジン等の SNS を基盤とする情報の展開を行う体制整備を行い、広報活動の一層の強化

を図る。

II. 研修機能の充実と研究会議の開催

監事、内部監査担当者及び会計監査人による三様監査の実効性の向上及び監査実務の普及と向上を目的として、監事会議をはじめとする以下の諸会議等の活動を企画・立案し、実施するとともに、三様監査に直接関連する重要な法令並びにその改正状況、行政からの通知、社会の動き等について解説の機会を設ける。

また、分科会等でまとめられた研究成果の公表し、会員等から広くコメントを求める場としても活用する。

1. 大学監査研究会議

大学監査機能の中心となるのは、経営部門の意思決定プロセスから学務を含む学校法人業務全般を監査対象とする監事監査機能である。監事はその課せられた責任を十分果たすことが求められる。本会議は、監事を対象に、大学の置かれた現状の把握、監査の質の向上をめざし、その上で監事としての職責を果たし、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。

以上のことを推進するため、少なくとも年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬他）の会議を開催する。

2. 大学ガバナンス研究会議

大学監査が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）が問われる。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学の経営体質の改善を目的として、大学法人の監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方を討議し、ユニバーシティ・ガバナンスの強化に資することを目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（3月下旬、7月上旬、10月上旬）の会議を開催する。

3. 教学業務監査研究会議

本協会では、「大学監査のあり方研究会」を設置し、大学監査フィロソフィを構築することにより、大学の新しい経営に資する監査の役割について、協会内での大学監査の考え方の共有を進めている。本研究会議では、上記研究会の結果に基づき、教学監査の意味と目的を検討し、従来策定した教学監査基準をさらに発展・深化させるため研究会議を開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬）の会議を開催する。

4. 内部監査研究会議

本会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部統制監査技法である業務分析手法の教育、⑤監査結果から導き出す課題並びに課題解決手法であるゼロベース思考等のロジカルシンキング等の思考法に関する教育、⑥内部監査の実務上の隘路・問題点等の発見と解決、⑦内部監査人として知っておくべき重要課題の把握などについて知識・スキルの高度化を目的に開催する。併せて、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての普及を目指し、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。

以上のことを推進するため、年間6回（3月下旬、5月下旬、7月上旬、9月上旬、11月中旬、12月上旬）の会議を開催する。

5. 会計監査課題研究会議

大学が抱える現代的課題を高次元で解決しながら大学価値を向上させていくためには、ガバナンスの効いた経営・財政改革が極めて重要になってくる。そのためには、現行の大学法人にかかわる会計基準を徹底的に活用するばかりではなく、これらを越える組織を評価する厳しい視点、すなわち会計情報を冷徹評価し問題点を発見する力、その対策を徹底的に考え抜く力、改革をやり抜く力となるリーダーシップ力を養成することが重要となってくる。これらの技法は、監事、財務・企画担当の理事、内部監査担当者、財務担当者、経営企画担当者等の誰もが獲得すべきスキルとして位置づけ、その力量向上を目指す。このほか改正学校法人会計基準の方向性の理解とそれを越える実効性ある財務諸表分析の方向性の示唆、会計基準設定プロセスへの監事の関与及び財務情報と非財務情報の統合などの視点についても併せて学ぶことを通して、大学のガバナンスの強化とサステナビリティに資することを目的とする。

以上のことを推進するため、年間4回（6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬）の会議を開催する。

6. 監査課題研究会議

本会議は三様監査を進める上での問題点・課題について研究し、討議する。その際、当協会に設置している大学監査のあり方研究会等の大学監査に関する研究組織で検討された大学監査を取り巻く諸問題等を活用し、問題提起を行う。

以上のことを推進するため、年間6回（3月中旬、6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬、12月中旬）の会議を開催する。

7. 大学内部監査人向け能力養成プログラム

大学のリスク対応能力を向上させ、より健全な大学の実現に向けてマネジメントシステムの評価を核とし、質的に「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを組む。

以上のことを推進するため、年間2回（3月に2日間、9月に2日間を別々に）のプログラムを開催する。

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	平成28年度	平成29年度	入 会	退 会
法 人	133	137	9	5
個 人	10	10	—	—
計	143	147	6	6

【平成30年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知学院	49	産業医科大学	97	獨協学園
2	愛知大学	50	産業能率大学	98	トヨタ学園
3	IPパートナーズ	51	三優監査法人	99	南山学園
4	青山学院	52	慈恵大学	100	日通学園
5	朝日大学	53	静岡文化芸術大学	101	日本医科大学
6	麻布獣医学園	54	実践女子学園	102	日本工業大学
7	あずさ監査法人	55	四天王寺学園	103	日本女子大学
8	跡見学園	56	芝浦工業大学	104	根津育英会武蔵学園
9	幾徳学園(神奈川工科大)	57	修道学園	105	ノートルダム女学院
10	茨城キリスト教学園	58	秀明学園	106	白鷗大学
11	イメージーション株式会社	59	十文字学園	107	兵庫医科大学
12	岩手医科大学	60	順天堂	108	福岡大学
13	梅村学園(中京大学)	61	城西大学	109	藤学園
14	永和監査法人	62	上智学院	110	藤田学園(藤田保健衛生大学)
15	大阪医科薬科大学	63	聖徳学園	111	佛教教育学園
16	大阪学院大学	64	昭和女子大学	112	文京学園
17	大阪経済大学	65	真宗大谷学園	113	文教大学学園
18	大阪産業大学	66	聖学院	114	法政大学
19	沖縄科学技術大学院大学	67	清泉女子大学	115	松山大学
20	追手門学院	68	西南学院	116	宮城学院
21	学習院	69	聖マリアンナ医科大学	117	民間外交推進協会
22	神奈川大学	70	清稜監査法人	118	武庫川学院
23	関西医科大学	71	栴檀学園(東北福祉大学)	119	武蔵野美術大学
24	関西大学	72	創価大学	120	名城大学
25	関西学院	73	園田学園	121	明治学院
26	関東学院	74	大正大学	122	明治大学
27	北里研究所	75	大東文化学園	123	名城大学
28	京都学園	76	太陽有限責任監査法人	124	明星学苑
29	京都産業大学	77	拓殖大学	125	桃山学院
30	京都女子学園	78	中央大学	126	横浜商科大学
31	京都精華大学	79	中部大学	127	立教学院
32	京都橘学園	80	津田塾大学	128	立正大学学園
33	京都薬科大学	81	鶴学園(広島工業大学)	129	立命館
34	近畿大学	82	帝京大学	130	龍谷大学
35	金城学院	83	帝塚山学園	131	早稲田大学
36	久留米大学	84	有限責任監査法人トーマツ	132	渡辺学園(東京家政大学)
37	恵泉女学園	85	東海大学	133	和洋学園
38	県立広島大学	86	東京医科大学	個人会員	
39	光華女子学園	87	東京女子医科大学		
40	工学院大学	88	東京電機大学	1	奥島 孝康
41	高知県公立大学法人	89	東京薬科大学	2	小平 俊行(金沢医科大学)
42	神戸学院	90	東京理科大学	3	梶間 栄一
43	神戸女学院	91	同志社	4	菊地 裕明
44	國學院大學	92	東北学院	5	佐藤 真太郎
45	国際基督教大学	93	東北工業大学	6	月田 陽子
46	国際総合研究所	94	東北文化学園大学	7	西野 芳夫
47	国際武道大学	95	東陽監査法人	8	八田 英二
48	国士館	96	東洋大学	9	松本 香
				10	宮川 博光

【役員名簿】(平成30年12月31日現在)

会長(理事)	奥島孝康	白鷗大学	大学長
副会長(理事)	高祖敏明	上智学院	理事長
副会長(理事)	八田英二	同志社	総長・理事長
理事	入澤崇	龍谷大学	大学長
〃	池内啓三	関西大学	理事長
〃	臼井正彦	東京医科大学	理事長
〃	木南英紀	順天堂	大学長
〃	鎌田薫	早稲田大学	総長
〃	酒井正三郎	中央大学	大学長
〃	坂口吉一	國學院大學	理事長
〃	重松博之	会計検査院	顧問
〃	鳥巢義文	南山学園	学長
〃	坂東真理子	昭和女子大学	理事長
〃	松本宣郎	東北学院	理事長
〃	溝上達也	松山大学	理事長・大学長
〃	山田清志	東海大学	大学長
〃	吉岡俊正	東京女子医科大学	理事長
〃	赤坂雄一	大学監査協会	事務局長
監事	大田原真美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松本香	公認会計士	

【委員会等委員名簿】

・大学監査のあり方研究会

委員長	百合野 正 博	同志社大学 商学部教授
委員	秋 坂 朝 則	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科教授
〃	尾 崎 安 央	早稲田大学大学院 法学学術院教授
〃	工 藤 一 彦	東京電機大学 教育改善推進室アドバイザー
〃	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	奈 尾 光 浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 監事

・大学ガバナンス委員会

委員長	西 野 芳 夫	関東学院大学 名誉教授
委員	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	杉 浦 宣 彦	中央大学大学院 戦略経営研究科教授
〃	鈴 木 康 洋	弁護士
〃	鳥 山 恭 一	早稲田大学大学院 法学学術院教授
〃	奈 尾 光 浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	宮 田 永 生	公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 アドバイザー
〃	百合野 正 博	同志社大学 商学部教授

・教学業務分科会

主 査	工 藤 一 彦	東京電機大学 教育改善推進室アドバイザー
委員	安 達 勉	実践女子学園常勤理事
〃	上 田 寛	立命館 専務理事
〃	大久保 武	根津育英会武蔵学園監事
〃	齊 藤 進	上智学院監事
〃	奈 尾 光 浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	吉 岡 俊 正	東京女子医科大学 理事長・大学長